

地方財政の充実・強化について

新型コロナウイルス感染症の出現により、地方自治体には、新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、新たな課題への即時の対応が求められています。

また、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子高齢化の進展とともに従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。さらに、近年多発している大規模災害への対応、デジタル・ガバメントの推進への対応も迫られています。

政府は、こうした地方自治体の状況下における財源対応として、「経済財政運営と改革の基本方針2018」に基づき、令和3年度の地方財政計画まで、平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症への対応に、巨額の財政出動が行われるなか、令和4年度以降の地方財源が十分に確保できるのか大きな不安が残されています。

このため、令和4年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すため、下記事項について措置されるよう、強く要請します。

記

- 1 社会保障、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、デ

デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

- 2 新型コロナウイルス感染症対策として、保健所の体制や機能の強化を図るため、また、各地方自治体のワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、その他の新型コロナウイルス感染症対策事業に対し、十分な財源を確保すること。
- 3 子育て支援、地域医療体制の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが地方自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、人材を確保するための地方自治体の取組を支える財政措置を講じること。
- 4 デジタル・ガバメントの推進における地方自治体業務システムの標準化については、各地方自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるために、業務システムの標準化による大手企業の寡占を防止するとともに、地域での人材育成を図るため、地域デジタル社会推進費の有効活用を図ること。
- 5 まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 6 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。
- 7 地方交付税の財源保障機能及び財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段

階補正の強化などの対策を講じること。

8 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和3年6月17日

会津若松市議会議長 清川 雅史

あて

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革、経済財政政策担当）

その他関係筋